

発達支援センター忠類分室の開設について

1 経過

現在、忠類・駒島地区における療育体制については、忠類地区の児童については平成18年の町村合併以降も大樹町の南十勝こども発達支援センターにおいて、駒島地区の児童については町発達支援センターにおいて、それぞれ実施している。

相談体制については、両地区ともに、乳幼児健診時の相談は南十勝こども発達支援センターにおいて、それ以外の保育所・学校の巡回相談や発達検査は町発達支援センターにおいて実施している。

移動時間については、忠類地区から南十勝こども発達支援センターまでは、車で10～15分、駒島地区から幕別地区までは30～40分と保護者の負担が大きい状況である。

平成22年3月駒島小学校の閉校に伴い、忠類小学校へ統合となり、忠類・駒島地区における療育体制の一体化、乳幼児期からの継続した発達相談、巡回相談、必要に応じた発達検査、保育所から小中学校への連携など、連続したサービスの提供が課題として挙げられていた。

これら課題解決および町発達支援センターの事業の充実を図るため、令和5年4月から町発達支援センターの療育事業を事業化して専門職を増員し体制が整ったことから、忠類ふれあいセンター福寿内に発達支援センター忠類分室を令和6年4月から開設する。

2 忠類分室の支援体制について

○施設、事業内容について

施設面積、発達運動を促す感覚統合器具については、南十勝こども発達支援センター及び町発達支援センターと同程度の物を設置予定。事業内容についても、各種相談、発達検査、療育の量は町発達支援センターと同様に実施する。現在南十勝こども発達支援センターの療育は、幼児が月2回～4回、学齢児は月1回で、個別療育のみとなっている。

○療育内容、療育時間

療育回数は、幼児については、集団療育も含めて月4回、学齢期は月3回の集団療育を基本とし、必要に応じて個別療育も対応。

療育時間は、幼児が午前9時30分～午後3時(内1時間)、学齢期は午後3時30分～午後4時30分

○利用児童数(予定)

幼児5名、学齢期20名の予定

○保護者負担について

南十勝こども発達支援センターから継続して利用する児童については、4月から6月までは移行期間として無料とし、7月以降は町発達支援センターと同様の負担を予定。

3 保護者への説明及び南十勝発達支援センターとの引継ぎについて

令和5年2月、8月南十勝発達支援センターを利用している保護者に対して個別に説明。また、11月に保護者説明会開催。

南十勝こども発達支援センターとの引継ぎおよび保護者、担当者との情報共有を1月から実施している。

令和6年4月から、療育担当者が決定したのち個別面談を経て療育を開始する予定。